

令和5年度第2回北海道第二地区教科書採択教育委員会協議会議事録

1. 期 日 令和5年5月25日(木)
2. 場 所 渡島総合振興局 4階401号会議室
3. 開 会 午後13時30分
4. 閉 会 午後14時00分
5. 出席者
- |           |         |        |        |
|-----------|---------|--------|--------|
| 鹿部町教育委員会  | 児 玉 貢   | 教育長    | (会長)   |
| 北斗市教育委員会  | 永 田 裕   | 教育長    | (副会長)  |
| 森町教育委員会   | 毛 利 繁 和 | 教育長    | (副会長)  |
| 松前町教育委員会  | 宮 島 武 司 | 教育長    |        |
| 福島町教育委員会  | 小野寺 則 之 | 教育長    |        |
| 知内町教育委員会  | 堂 下 則 昭 | 教育長    |        |
| 木古内町教育委員会 | 藤 澤 義 博 | 教育長    |        |
| 七飯町教育委員会  | 柴 田 憲   | 学校教育課長 | (代理出席) |
| 八雲町教育委員会  | 土 井 寿 彦 | 教育長    |        |
| 長万部町教育委員会 | 近 藤 英 隆 | 教育長    |        |
6. 事務局
- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 八雲町教育委員会学校教育課長    | 三 坂 亮 司 |
| 八雲町教育委員会学校教育課参事   | 小 林 卓 也 |
| 八雲町教育委員会学校教育課課長補佐 | 松 浦 真理子 |
| 八雲町教育委員会学校教育課     | 若 山 晋 悟 |
| 八雲町教育委員会学校教育課     | 中 島 翼   |

7. 署 名

委 員 宮 島 武 司

委 員 小 野 寺 則 之

<p>児玉会長</p>	<p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、令和5年度第2回北海道第二地区教科書採択教育委員会協議会を開催いたします。</p> <p>本日、七飯町の與田委員が都合により欠席となっております。代理人として柴田学校教育課長が出席とされています。</p> <p>本日の協議会は、協議会規約第4条第3項の、委員の3分の2以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告申し上げます。</p> <p>始めに、本日の議事録署名人を委員の互選により選出していただきます。委員の皆様から推薦は、ありますか。</p> <p>(推薦なし)</p>
<p>児玉会長</p>	<p>松前町の宮島委員と福島町の小野寺委員を選出したいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>児玉会長</p>	<p>異議ありませんでしたので、議事録署名人として、松前町の宮島委員と福島町の小野寺委員を選出します。よろしく願いいたします。</p>
<p>児玉会長</p>	<p>続いて、3. 議案(1)協議会規約の制定について、審議します。事務局より説明願います。</p>
<p>三坂事務局長</p>	<p>事務局よりご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページと第2回協議会配付資料教科書採択関係通知集の1ページをお開き願います。始めに配布資料の説明をいたします。関係通知集の1ページから7ページは、令和5年度の教科用図書の採択基準が記載されております。これは、令和5年5月16日付けで、北海道教育委員会より通知がありました。</p> <p>採択基準の内容確認にあたり、参考として、検定・採択の周期を配付しております。参考資料をご覧ください。</p> <p>採択の周期を図で確認しますと、令和元年度は、小学校及び中学校の教科書を採択しました。令和5年度は、小学校のみ教科書の採択となり、中学校を含まないこととなっております。これにより、中学校を除いた令和元年度と令和5年度の小学校の採択基準を比べ</p>

た結果、関係通知集2ページから4ページに記載されている令和6年度から使用する小学校用教科用図書の採択基準のうち、協議会規約について、内容の変更はございませんでした。

関係通知集3ページの(4)及び(5)は、選定委員会規則について、記載されています。協議会規約と同様に、中学校を除いた令和元年度と令和5年度の小学校の採択基準を比べた結果、(5)のこの委員の定数が、最大160名から最大80名に変更となっておりますが、委員の定数以外の内容の変更はございませんでした。

関係通知集6ページから7ページには、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準が記載されています。こちらにつきましても、令和元年度と令和5年度の採択基準を比べた結果、内容の変更はございませんでした。

議案書1ページをご覧ください。協議会規約について、説明したとおり、採択基準の内容に変更がないことから、改正の必要な項目はありませんでした。

なお、第1回協議会で、宮島委員より提案のありました、オンライン出席について、北海道教育委員会及び文部科学省に確認したところ、オンラインによる協議並びに出席をさまたげる規定はありませんでした。ただし、会議を運営する際の資料の取扱いについては、著作権法を十分留意するよう文部科学省より回答をいただいております。

この回答をふまえ、オンラインによる出席については、協議会規約を変更せず、議案書3ページのように、申し合わせ事項として整理したいと考えております。

議案書3ページをご覧ください。ICT環境の整備が進展し、オンライン会議が多く開催される中、当協議会の開催に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 会長は、協議会規約第4条第2項及び第3項の議決に当たり、必要な委員の出席を対面で確保できるよう可能な限り調整する。

(2) 会長は、採択期限を見据えた日程の都合などにより、必要な委員の出席数を対面では確保できない場合は、必要最低限のオンライン出席を認めることができる。

この際、会議資料は、著作権法遵守と情報管理の観点から、オンラインでの共有は行わず、郵便書留等により間違いなく、オンライン出席委員に届けることとするとし、文部科学省及び北海道教育委員会に確認した内容、近年の社会情勢等を踏まえ、申し合わせ事項として整理したいと考えております。

三坂事務局長	事務局からの説明は以上です。
児玉会長	<p>事務局より説明がありましたが、申し合わせ事項につきましては、あくまでも基本は対面で行うこと。不測の事態が起きたときのみ、オンラインでの出席を認めることとする申し合わせ事項を作成させていただきました。何かご意見等ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
児玉会長	<p>異議ありませんでしたので、事務局の案のとおり、令和5年度の協議会規約の制定、並びに申し合わせ事項を決定することとします。</p>
児玉会長	<p>3. 議案(2) 選定委員会規則の制定について、審議します。事務局より説明願います。</p>
三坂事務局長	<p>事務局よりご説明いたします。議案書の4ページをお開きください。</p> <p>選定委員会規則の採択基準は、委員の定数が最大160名から最大80名に変更となりましたが、その他の内容について、変更ございませんでした。第2地区の選定委員の定数は、4ページ下の表のとおり1号委員44名、2号委員12名の56名となります。委員の定数は、採択基準に合致しているため、選定委員会規則について、改正の必要な項目はありませんでした。</p> <p>なお、選定委員会規則第2条の委員会の設置期間は、第3回協議会に全員の出席ができない場合等を想定して、本日の令和5年5月25日から令和5年7月31日までとします。</p> <p>第3条、委員の定数は、56名。</p> <p>第4条、教科用図書種目の小委員会についても、4ページ下の表のとおりとなります。</p> <p>6ページは、各市町の選定委員の割当表となっております。</p> <p>事務局からの説明は、以上です。</p>
児玉会長	<p>事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
児玉会長	<p>異議ありませんでしたので、事務局の案のとおり、令和5年度の</p>

児玉会長	選定委員会規則を制定することとします。
児玉会長	3. 議案(3) 選定委員の選任について、審議します。事務局より説明願います。
三坂事務局長	事務局よりご説明いたします。議案書の7～11ページまでは、選定委員の名簿になります。 選定委員候補者について、校長・教頭・教諭等のバランスなどを考慮し名簿を作成いたしましたので、事務局案として提案いたします。
児玉会長	ただいま、選定委員の選任について事務局から提案がありましたが、ご質問、ご意見はありますか。  (意見なし)
児玉会長	異議ありませんでしたので、事務局案で決定することとします。
児玉会長	4. 選定委員に関する事務事業計画について、事務局より説明願います。
三坂事務局長	事務局よりご説明いたします。資料の12ページをご覧ください。 選定委員の皆様に対して、選任されたこと、選定委員会の日程及び委員会への出席については、各市町教育委員会より、この日程表を活用するなどして、ご連絡願います。また、参加に係る旅費は協議会から支給されますので、合わせて周知願います。 選定委員会の日程についてですが、第1回の協議会でお示しましたとおり、第1回選定委員会を6月13日火曜日の午後1時30分から、第2回目を7月4日火曜日の午前9時30分から、第3回目を7月11日火曜日の午前9時30分に、八雲町民センターで開催いたします。 選定委員の方々については非公表の扱いとなることから、各市町教育委員会におかれましても、名簿や委員の情報等について、外部に洩れることのないよう、細心の注意を払っていただきますようよろしくお願いいたします。 事務局からは、文書で選定委員本人あてに、出席依頼等の通知はいたしませんのでご了承ください。

三坂事務局長	事務局からは以上です。
児玉会長	事務局から説明がありましたが、ご意見等がありますか。 出欠の連絡については、欠席の場合のみでよろしいでしょうか。
三坂事務局長	出席できない場合のみ連絡をお願いします。
児玉会長	それでは、選定委員に関する事務事業計画については、事務局からの説明のとおりとしますのでよろしくお願いいたします。
児玉会長	5. デジタル教科書（小学校・英語）の見本版の調査・研究について、事務局より説明願います。
三坂事務局長	事務局よりご説明いたします。第2回協議会配付資料教科書採択関係通知集の8ページをお開き願います。令和5年5月12日付けで教科書採択（小学校・英語）における学習者用デジタル教科書の見本版の閲覧について、北海道教育委員会より通知がありました。 英語の令和5年度教科書採択において、紙の教科書を調査し採択することを原則とした上で、採択権者の判断で必要に応じて、英語のデジタル教科書について調査し採択の考慮事項とすることができるため、デジタル教科書についても調査研究の対象として、取扱うことを提案いたします。 デジタル教科書につきましては、見本版が閲覧可能となります。紙の教科書が採択の前提となりますが同じ教科書のデジタル版を採択することになるため判断の基準としてよいと通知がありましたので、当協議会でも考慮事項として取り扱うことを提案いたします。 事務局からは、以上です。
児玉会長	ただいま、事務局から提案がありましたが、ご質問、ご意見はありますか。
永田委員	これは、閲覧するだけになりますか。
中島主事	閲覧とあわせて、選定委員の調査研究の対象として取り扱うことになります。
永田委員	デジタル教科書は、無償で配備されるのか。

中島主事	令和6年度に英語のデジタル教科書が無償で給与される予定となっております。
土井委員	新聞報道でも、小学校の英語が給与されるような記事が掲載されていました。
永田委員	これは、給与する旨の通知は、届いていましたか。給与される通知がない中で、調査研究を行うのですか。
中島主事	文部科学省の通知では、考慮事項にできるようになっています。
宮島委員	見本版とは、どのような意味ですか。
土井委員	通知の内容を確認しますと、英語のデジタル教科書を提供することが予定されています。そのため、採択にあたっては、デジタル教科書の見本を調査研究して考慮事項にすることができるということでしょう。
永田委員	デジタル教科書の見本は、何社になりますか。
中島主事	10ページ記載のとおり、6社になります。
永田委員	これは、紙の会社と同じになりますか。
三坂事務局長	そのとおりです。
毛利委員	調査・採択ということは、この英語の小委員会に託すということですか。
中島主事	調査研究を選定委員に託し、調査の結果を踏まえて採択します。
毛利委員	紙ベースの採択を踏まえて、デジタル教科書もあわせて導入して、無償提供になるということですか。
三坂事務局長	そのとおりです。
永田委員	紙の教科書とデジタル教科書の採択する会社は同じになるということですか。

三坂事務局長	そのとおりです。
土井委員	選定委員会の調査研究の報告書のどこかに、デジタルについての内容が記載されてくるのでは、ないかと想像します。
毛利委員	これからは、英語や算数・数学などがデジタルの分野で無償提供されていく可能性があるので、考慮事項として調査研究をおこなってもよいということですね。
三坂事務局長	そのとおりです。
児玉会長	他に、質問等は、ございますか。異議ありませんか。 異議ありませんでしたので、事務局案で決定することとします。
児玉会長	本日の会議内容は、以上となりますが委員の皆様から何かございますか。  (質問等なし)
児玉会長	事務局から何かありますか。
三坂事務局長	第3回目の協議会は7月18日(火)に、渡島総合振興局の401会議室で午前10時より開催します。
児玉会長	第3回目では、選定委員会の調査研究の報告や教科書の採択を行う予定であり、委員全員の一致で採択する必要がありますので皆様の出席をよろしくお願いいたします。